

個人營業と結社營業

個人營業とは、個人が事業の責任を負擔し獨斷以て事務の執掌に當る者を言ふ。故に其人が外國人か幼年者か、夫婦人として依て、責任の區域が一定して居ないのである。若し營業者が外國人であるときは、其所屬國敵國と爲つた時は、之れと結べる契約は、其間効力は中止される、又營業者が未成年者或は有夫婦人であるときは前者の場合には必ず後見人が有りて、其權利義務を受けなければならぬ。後者の場合には其夫が婦人の責任を負担するが若しは婦人所有の別財産有る事を要するのである。

二 結社營業とは左の四種である。

- イ 共算商業組合
- ロ 合名會社
- ハ 合資會社
- ニ 株式會社

無形の商人且ち法人を形くる者は會社である。會社なるものが協同すれば單獨にて爲すよ



りは餘計の働きをなすといふ道理から起つて來たものである。右の内合名會社を組織する社員と云ふは其責任は唯出資額のみでなく各自財産の全部を以て會社の債務に對し責任のある即ち連帶無限の責任ある社員のみである。社員は此無限責任と云ふ事他の會社と區別ある要點とする處である。若し不幸にして會社の資本財産を以て債務を悉く辨濟するとの出來ない場合に陥つた時は社員は連帶して各自財産のあらゆる限りは其債務を辨濟しなければならぬ責任があるのである。斯く合名會社は無限責任であるから、主として人の上に信用を置き平生互に熟知し居る社員でなくてはならぬ。其社員でも悉く同一に業務を行はなくてはならぬ譯である。さうして又會社設立の後新たに入社する者あるも其他の社員と同様入社以前の債務に於て矢張り責任を負はなくてはならぬ。且又會社が萬一にも損失をし資本減少を來す時は其資本を填補した後で無ければ利益配當を各社員間に於てする事が出來ない規定せられてある。(二)合資會社此會社は合名會社に比較して唯其設立に違つて居る所は社員中に其責任出資額に限つてある有限責任の者を加へて居る迄の事である。故に合資會社の社員は有限責任社員と無責任社員との二つより成り立ち居るものであつて有限責任

任社員は若し會社が損失を來し破産等の場合に陥つた時にも其責任は唯々出資額に止つて其出資額以外の事に對しては辨濟の責がないものである。斯の如く有限責任社員は責任の輕きもの故に會社の業務を執行し又は代表する社員を特に定めざる時は各無限責任社員の人が之に當るものであつて有限責任社員は會社を代表し或は業務を執行することが出來ないものである。如斯く有限責任社員は會社に對して其責任と言ふは出資に止るのであるから、其出資すべきものは金錢とか土地とか建物とか其他の有價物のみであつて勞力の如き又は信用の如きは出資となすことは出來ないものである、そこで有限責任社員は單に出資するだけの事なるを以て無限責任社員全員の承諾あるときは其持分の全部又は一部を他人に譲り渡す事が出来る。又死亡する時は相続人其社員となり且又禁産を受くるも退社するを要しない譯である。(三)株式會社 株式會社は其社員は既に述べた合名會社の社員又は合資會社の無限責任社員の如く其責任出資額に止まらず自分の財産全部を以て會社の債務を辨濟せざるべからざる重大な責任はなく唯自分の引受けたる株式の數に對して出資したる自己所有の株式に付てのみ責任がある者で即ち有限責任である。且つ其所有の株式は

自由に賣買讓渡をすることが出来るから合名會社合資會社の如く窮屈なものでなく、社員の一身上に生じたる事變の如きは其會社に影響を及ぼさないものと言ふも差支ないことである。此の如く株式會社は多數の社員より組織すべきを想像し資本の團結を以て其特質となして居るから株主の身軀の強弱又腦中の不完全なると完全なるとは問はない。苟くも出資の義務を果し得るものであつたならば何人でも社員たる事が出来る。株式會社は公然會社を代表した社員がないから株主總會取締役監査役の機關を設けて業務執行の任に當らしむるとしてある。扱此取締役といふのは會社を代表し會社の業務を營む所のものにして株主總會の決議に従つて法定の權限を行ふ人と言ふ。三人以上數名の取締役ある時は協同して或は各別に業務に執行する時も又此取締役中特に專務取締役なる名目にて其業務を執行せしむる場合に於ても、會社を代表する點に於ては取締役が之に當る者である。又此監査役の職分は内部の事情を知て之を監督するものであるから取締役と株主總會との間に立つて業務執行の監視をなす。さうして年限は一ケ年である

第三章 賣買

商賣の基礎及び其必要は、諺にある如く吾は妻子の扶助費として利益を得むが爲め此に廉價に買入れ彼に高價に賣ると言ふのが秘訣である。故に老練の買人は一見以て物品の鑑定に明でなければならぬ。或る外國の經濟家は買手の巧みは商品の鑑定で賣手の妙は人物の識別にありと言つた。熟練の買人は寡言でなくてはならぬ。彼れ必ず市場に至れば先づ平素取引する信實堅固の商店に就き、物品の價を尋ね、毫も他人の附直に關せず、成る可く市價に近い直段を以て買入の申込を爲して先方に於て承諾があつたら直ちに賣買約定を取結ぶも、若し彼に於て肯んせすんば、斷然之を購求せざるか若くは他の店に赴き之を仕入るのみである。賣人が物品を過分に賞賛し、買手の購買心を惹起さしめんとする時は能く其物に注意を加へて、疑無い證據を以て之れを證明するでなければ賣人の託言は常に買手を瞞着せしむるものと見るべきである。であるから若し曖昧模糊な時は、場合に於て請合を請求するがよし。さうすれば賣人にして通常の事項を辨するものであれば物品の證を拒絶する事もない譯である。

老練の賣人は、善く人の性質を明かにし、其舉動恭謙で買手の御好を迎ふるの手段に長けて商賣の管督は届かない所はなく、注意して物品を買入れた上は、品物の推舉に躊躇しないので買人から請合を請求されたときは、直ちにそれを承認して、常に公衆に信用を得ることを以て主眼と爲して萬事皆方向を執つて進まなければならぬ。然して信實は此目的を達する唯一の利器であるから常に之れを守るのに汲々とし。決して疑はしい事件は保証をなさない。宜しや其事柄が實際眞實であつてもが之れを確証する書類を手に取らぬ上は勉めて之れが保証を避けなければならぬ。又彼れは商品の原價を示すこと稀なる可く是れ賣人が厘毛の利益無く物品の賣捌を爲すものでないことは得意先によく知つて居るところであるから、其原價を表するときはそのために買人の疑心を受け信用を損することがある。さうして又彼は速に買手の嗜好を察して品物の何たるを論せず、萬客に對して總て一様の賞賛を加ふる事無く、唯買客の意匠に應じて徐々其効用を説いて、若し選み出した物品にして不良なる時は直ちに其缺所を指摘して一層恰好の商品を出して以て大に買客の信用を喚起す事を考へなければならぬ。

其他賣買に就ては論既に一専門學術にして賣買論を題して最も六ヶ敷きものあれば、之れを概論するも初學者に却て疑義を惹起さしむるのみなれば此に畧す。本章は商業作文欄をも参照せよ。

第四章 會計

商業は營利の事業である故に其損失利益の如何といふものを常に念頭に置き、金錢の出納商品の移動即ち會計上の事が大切であるといふことは無論でありまして商人は會計上の事に能く通曉して居らなければ利益ある取引にも亦損失を招かざる可らざる次第である。左れば會計に關係することに就ては能く研究して置かなければならぬのである。さて此實業家の會計に直接重要なる關係を有するものを挙げれば、第一に計算の標準たる通貨である。通貨に關する詳細なることは經濟學に於て述ぶるところであつて普通實業家としては學理に關することに通曉するのは頗る困難なことで容易の事でない。のみならず格別に深く通曉する程の大なる必要を持つて居らぬ。唯々實業家は其種類等に就て計算上に關して熟知して居れば宜しからうと思ふ次に商人の注意しなければならぬものは損失利

益の起點として居る資本の如き又他人より資本の融通をなし商品賣買の代價一切に對して其密接なる關係を有する利子の如き、其會計の整理を圖るに最も必要なる商業算術の如き帳簿の如き、又賣買に一々代金の受授をなさざる可からざるは勿論なれども、一々取引の毎に現金の受授することは其營業上所在地に於ける一區域内にしても餘程困難である。況て隔離せる地に於て現金の受授をする如きは頗る困難な譯であれば平常取引あり互に信用ある商人間に相互の貸借差引計算をなして其差額に對してのみ、現金の受授其他の方法に依て決算をなすことならば取引者双方の利益になる事である此便宜の方法を交互計算と稱するのである。又取引に一々現金受授は困難にして其受授の手數と時間とを省き火災盜難等の災厄を防ぐ爲め貨幣の代りに信用を以て通用する證券、是即ち手形である。又此手形代金の受授は勿論、商人實業家の爲に現金の利息を取立て資金の供給出納の取扱等を代つて爲す機關がある。之れ銀行業である。銀行の事は如何に金融界に講述するされば實業家として會計に關して知らざる可らざる主要なる事項は如上の者であるけれど通貨のことは金融界に於て、利子及び銀行、手形も同じく金融界に於て述ぶることとし、其他商業算術簿

記は皆それ／＼各欄に演ぶるを以て、本欄には交互計算のみを説かむ。

●交互計算とは如何なるものぞ。

交互計算と云ふは實業者間又は商人と普通の者との商業取引をなす場合に於て一定の期間内に其取引より生じたる債權と債務の總額に付て互に相殺を爲して其殘額の支拂をなすことを約するに依て起るものである。是は商人の間には絶えず取引關係が出来て其都度金錢の請取又は支拂を爲すの煩勞を避ける爲に豫め契約を爲して置いて一定の期間内に生じたる所の貸借を其期間の終りに至り互に計算して殘金のみ受授する所の便法である。此交互計算の期間は契約を以て當事者は隨意に定むることの出來得るものなるも若し此期間を定めない時には六箇月を以て一期間と法律は見做して居る。故に契約の期間の終りになつたならば必ず計算をして互に双方から勘定書を交換送付しなければならぬ。若しも其の時に勘定書に誤謬なく互に之が承認を爲したる時には其殘額を授受し若くば殘額を以て直ちに次期の期間に繰越すことにする。併しながら凡て此場合に當り双方互に送り來たる計算書を檢査し自分の帳簿に突合して其計算が一致して居らない時又は明に其誤謬である

ことを認められた時には速かに之が訂正を求めなくてはならぬ。若し之が訂正を求めずして在
 再時月を経過すれば其計畫を承認したこととなる。一旦承認したることは再び異議を述べ
 ることが出来ぬ事に規定せられて居るのである。故に此訂正の事は怠るべからざることであ
 る。

尤手形や其他の商業證券より生じたる債権債務を交互計算に組入れた場合に若し其證券の
 債務者が辨償をしない時は、其相手方に於て其債務に關する項目を交互計算より除くこと
 が出来る。さうして此交互計算なるものは互に信用に基くものである故に、他の契約のや
 うに契約期間は解除し得られざるものでない。相互の間に信用を維持すること能はざる如
 きことあらば何時でも一度勘定書を送つて相殺を求め計算を閉鎖して残額の支拂を請求す
 ることの出来るものである。

會計に關しては實業界全般に跨がるものなれば諸氏は他の諸項を参照せざれば本講義の
 効果を收むる事難いのである。

第四章 運送

第一節 海運業

海上に於て運送するものは物品と旅客の二つである。此物品と旅客を運送するに用ふるも
 のは船舶である此船舶を以て運送するに船舶の全部又は一部を借切て運送を爲す場合と個
 々分れて運送を爲す場合との二があるが其船舶の全部又は一部を借切て運送を爲す場合の
 契約を指して傭船契約と云ふ。其個々に分れて運送を爲す場合は即ち普通の運送である故
 に傭船契約、旅客運送、貨物の積込及び受取の手續、と區別いたして説くこととする。

(イ)傭船契約 は一人又は數人の荷主が聯合して一艘の船の一部又は全部を借切た方が貨物
 の運送上に好都合なるのみならず計算上利益のある場合があるとか又は海運業に従事する
 もの、陸揚をして自己が所有の船舶に故障が起り又は不足を來せし爲に他人所有の船を借
 切り自分の運送用に供せんとする場合の如き其他種々の場合に起るものである。扱傭船契
 約には航路と期間との二つの運賃定め方がある。此傭船契約を取結ぶには船舶周旋人の手
 を經て航路の範圍、積荷の品名、船積及び陸揚期日、日數超過増拂金并に運賃、期間等を

定めなくてはならぬ。

(ロ) 旅客の運賃 運送業者が旅客を甲地より乙地に送つた時に得る報酬である。然れ共旅客の運送に貨物のそれと異り乗船切符を購入して其運賃の前拂を爲さなければならぬ。又旅客は積荷と異り食物の供給を要するソコで航海中の食料は商法の規則で船主が負擔しなければならぬ。併し我國の習慣で近距離では諸客自身に負擔するのである。

(ハ) 荷物の積込及び受取手續の大要 貨物の運送を爲すに荷送人が荷物の積込を依頼し、其仕向先にて之を受くる手續は色々複雑に亘ることがあるけれどザット一通説明する。定期航海船と云ふのは、一定の時日に至り積荷の多少に拘らず出帆するものである。扱て貨物を積込まんとする者は其依頼するに當り豫め運送屋と運賃の額を定めることが必要である。何故なれば貨物の運賃は旅客のその如く一定して居るものでない。積荷希望者の多少に依りても變り又船主の競争如何等に依りても常に變動して居るから、其都度運送者と出荷人間に契約を定むる必要がある。さて又荷物積込に就ては荷造り、荷印、員數の事に附て注意して置くことが必要である。

荷物の荷造は、農産物であるならば生産地、製造品ならば製造所に於て十分念を入れてなすべきであるが我國に於て此荷造は從來の慣習を改めないものが多い。故に航海中船舶動搖のため貨物に損傷を生ずることは勿論積込積卸の際中味に損害を被むることが多いのである。

次に荷印に就ても我國の慣習上まだ等閑に附して居る。若しも荷主が荷印を等閑にして怠る如きことがあると船が遭難する場合には荷印の不明なる爲め往々損害を被むることを免かれぬ。此荷印の外に貨物の員數を附して置くことが亦肝要である。此等荷造り、員數等に付て手落なく整つたならば、出荷人は出荷申込書を貰受け其出荷の申込書の中に船名仕向港、荷印、品名、個數、原價及び荷受人の氏名等を夫れ々記入して之に貨物を添へ送状と共に運 業者に差出さなければならぬ。最も廻漕問屋に委託して出荷する場合は此等の手續は廻漕問屋は引受るのである。

運送業者は出荷申込書に依て出荷人と立會の上貨物を取調べ、其重量及び個數等を検査して差間なきときは同時に川送書と稱する船積の指圖書に夫れ々記入し、之に貨物を添へ

て船舶に送り届けるのである。此川送書は二通作り一は運送業者の手に留め一は本船に送り届ける。積込めば積荷受取証書を出す。此積荷証書は船舶に荷物を積込んだ証據で船長又は船長代理から出荷主に交附する。而して船荷証券は通例一口の積荷に付二通三通又は四通等を作るものである。斯く數通を發行する必要は一通は船長の手元に留め置くものと、出荷主に二通又は三通を要することがあるからである。

そこで荷主は其受取つた船荷証券を荷受人に送る。荷受人は荷物の到着した上に此証書を引換に受くるとである。荷受人が船荷証券と引換に荷物を受取つた時には船荷証券に裏書をしなければならぬ。今日行はるゝものは白地裏書で單に荷受人の署名するのみである。若し記名式に依て裏書することゝなれば、即ち船荷証券の裏面表記の貨物正に領收候也と記し日附住所と姓名を記すことになる。如斯運送業者が裏書をなさしむるのは若し裏書をしかいて居て荷物を渡した後に積荷証券が紛失して第三者の手に渡つた時は船主は該貨物の引渡を拒むことが出来なくなる。

第五章 倉庫

倉庫とは荷物を保管して置く建物のことであるけれども今茲に所謂倉庫とは商行爲として他人即ち荷物主の委託を受け其荷物を保管して營業とするを云ふのである。去れば商業上の一つの機關として其位置を占めて居る。

さて倉庫營業の主なる業務は他人の爲に貨物を倉庫に保管することであつて、之に對して預證書を發行するものであるから貨物の保管は何でも引受るかと言ふにさうでない夫は倉庫業者に因て異て居る。或は一種又は數種に属する貨物を列舉して其貨物のみを保管するものがある。倉庫に寄託の申込を爲すには倉庫業者に就き當該係から保管預け申込書と云ふを貰受け、之に記號數量期限等夫々條項の記入をなして差出すと、倉庫業者は原品を檢査して其保管を引受けても差支ない貨物なれば直ちに之を承諾するのである。若し倉庫業者の手を経て此際火災保險の事をも倉庫業者に委託すべきものであれば其事をも申込書の中に記入すべきものである。さうすれば此倉庫業者は預證券及び質入證券を委託人の請求に従ひ交附する。此預證券及び質入證券は倉庫業者の必ず發行しなくてはならないものである。是は委託人の請求がなければ發行しなくてもよいのである。

さて此寄託物の庫出には庫出報告書と云ふものを貰受け庫出を要する貨物に付き品名、荷印及び數量等それ〱必要條項の記入をして差出せば倉庫營業者は保管料及立替金其他寄託物に關する該費用の徴收を爲して引換に貨物を渡す。

倉庫營業者は貨物の保管及び預證券、質入證券の發行の外に他の仕事を爲さぬかと云ふに此貨物保管に附屬して行ふものがある。其重なるものが貸庫、代金取立、取扱保管貨物の轉地取扱火災保險等の事に付取扱をなすものである。

即ち貸庫とは倉庫業者は自己保管に係る貨物少して倉庫に餘裕あるときは其差支なき限りに於て貸倉料を徴收して倉庫を或期間賃貸することがある。此賃貸するには倉庫を特定し使用期間を定め、庫入貨物の種類等を定め、借主に其倉庫の鍵を渡して借主をして随意に貨物を出入せしむるのである。去れば倉庫業者は預證券及び質入證券を發行しないことは勿論其貨物の粉失、損傷等のことあるも一切責任のないものである。

代金取立取扱とは保管貨物の寄託主は其貨物を賣却し倉庫業者に依頼して其貨物を渡す折に其代金を買主より取立てしめ後日に至りて其寄託主は倉庫業者より代金の拂戻を受くる

後編 6

のである。

後編 7

又保管貨物の轉地取扱は 甲の倉庫より乙の倉庫に保管貨物の移轉を爲すおとである。例へば甲地の倉庫に預け置きたる貨物を乙地にて受取らむとするには、其旨を甲地の倉庫業者に通知して預証書にて地渡しの裏書をなさしめ乙地にて該證券引換にて貨物を受取ることを得る方法である。

次に火災保險の取扱とは、倉庫業者が火災保險業者と特約を爲し置きて低廉なる保險料を以て寄託主の爲めに保管貨物に保險を附することである。即ち自己の名を以て寄託主の爲めに代理行爲を爲すことである。

第六章 保險

保險の定義に就ては學者の言ふ所一様でない。保險とは如何なるものであるかと云ふと、一朝火災の起るに當り被害者が單獨に被らざるべからざる損害を他人と共に分擔する豫防の方法とも云ふべきであつて、經濟上から之を見ると、一定の危険に由りて生じたる損害を分配する制度と云ふべきものである之を大別して見るときは相互保險と營利保險の二つで

ある。
相互保険とは當事者各自は被保険者たると同時に保険者たるものであつて、營利を目的とするものでない。
營利保険とは即ち營利を目的とするもので、損害保険と生命保険の二つに分つゝとが出来る。

損害保険は普通海上保険、火災保険、運送保険の三種に區別せられて居るのである。茲には損害保険の事に就て述べることにする。損害保険とは保険者に對して被保険者は保険料を拂ふことに依り、或は約束された損害を其約束された事柄に向て保険者が被保険者に對し其損害を賠償する契約である、そうして保険金額は其保険を附する實際の價額に超過すべからざるものであつて、其實際の價額の以内ならば何圓にても保険に附することが出来るものであるけれども、往々保険業者が實際の價格以上の保険を荷爲替の場合の如きにありては契約することを望む故に保険者は通常被保険者が見積る金額よりは一二割低く見積りて契約を爲すのが普通である。其金額は計算の便宜上總て端數は切棄てることにな

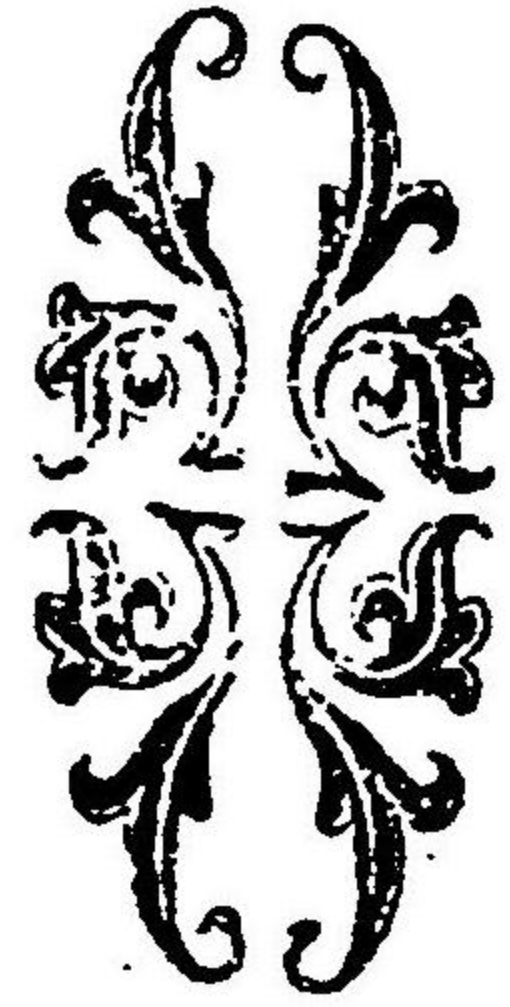
つて居る。且つ保険料とは保険者が被保険者の損害を填補すべき危険の度に應じて百分率を以て之に應ずることが普通である。

さて此保険者が被保険者に對する契約を結ぶは其危険の度重過ぎるが如きため危険の起りたるときは其危険を免んがために保険の全部又は一部を他の保険者に依頼して已れば被保険者の位置に立ち保険に附することがある。之を再保険と云ふ勿論此再保険は一回に止まらず甲より乙、乙より丙、丙より丁と再三に渡ることもある。又保険者は保険を引受くるに當り其保険金額餘り過大にして一人にては引受ること難き場合には數人の保険者共同して同一保険の保険受をする事がある之れを共同保険と云ふ。又被保険者が同一保険物に向て同時に若くは異なる時に數人の保険者に向て別々の保険契約を結ぶを重複保険と云ふ。此場合に其危険の負擔の度は各保険者が引受けたる金額の度に比例して定むるものである故に保険金額は實際額に超過せざる範圍内にあれば差支はないけれど若し實際の價格に超過すれば其超過した部分は無効となる

海上保険とは即ち損害保険の一種で保険の目的は海上の事項に屬するもので如何なるもの

を保險に附し得るか云ふに、船舶及び其附屬品、運送貨物、貨物運送賃金、運送貨物賣却上の利益、問屋及び仲立人手數料、其他船舶質權者の債權及び被保險者自身の利益等の如きものである。此等の物が航海中に生ずる事項に依り海上の危險に基ける損害は保險を附することが出来るものである。

火災保險 火災も亦金錢に見積り得べき利益を害するものであつて之が爲めに生ずる損害の填補を爲すべきものである。故に保險契約を爲し得ることは明かである。火災保險は建物にありては期限を通例一ケ年と定む。又其保險物件にして其保險の度の高いものは保險率の割合が高く建物の構造建物の所在地、當時の狀体、其貯藏物、其使用の目的、建物所在人民の氣風等に依り保險料に差がある。



實業界終

第二章 貨幣及び紙幣

第一節 貨幣

貨幣は現今世界の文明諸國に於ては皆金銀銅の金屬を以て作る。我邦にては維新前には貨幣の量目、品質、品類等が甚だ錯雜であつて價格も一定して居なかつたが、明治四年太政官にて貨幣條例を制定し大坂に造幣局を建て、本邦貨幣の品質量目より割合の差等、鑄造の方法に至るまで一定せられたのである。今日我邦の貨幣は金、銀、白銅、銅の四種であつて金貨は二十圓、十圓、五圓、二圓、一圓、銀貨は一圓、五十錢、十錢、又白銅貨は五錢、銅貨は二錢、五厘、一厘である。明治三十三年貨幣法が公布せられまして即ち現今行はれて居るものである。其貨幣法の第三條、第五條、第六條に規定せられたる種類、量目品位は左の如し

種類	品位	量目
金貨幣	二十圓	純金九百分三 和銅一百分
		四匁四分四厘四毛四

金 融 界

同	十四	同	二匁二分二厘二毛二
同	五匁	同	一匁一分一厘一毛一
銀貨幣	五十錢	純銀八百分三 和銅二百分	三匁五分九厘四毛二
同	二十錢	同	一匁四分三厘七毛七
同	十錢	同	九分一厘八毛八
白銅貨幣	五錢	ユッケル二百五十分三 和銅七百五十分	一匁二分四厘四毛一
青銅貨幣	一錢	銅九百五十分錫 四十分亞鉛十分	一匁九分零厘零毛八
同	五厘	同	九厘五厘零毛四

此の如く種類、品位、量目等が規定せられてあるけれども貨幣鑄造の際に、毎片悉く同一の量目と純分を保たしむることは困難であるから別に公差といふものを定めて其制限を超過しぬい中は流通公行しても差支ないこととしてある。

此の如く法律を以て貨幣の規定せらるゝと同時に貨幣の直径、量目、圖式、其他のことも

金 融 界

一定せられてある。それで貨幣を受取り又は支拂ふ際には能く其貨幣の光澤であるとか重量とか並に模様、音響などに能く注意して置かねばならぬ。若しも偽造或は變造したる物あることを發見した物には直ちに警察署に届出であることを怠つてはならぬのである。其譯は此貨幣を變造し或は偽造するといふことは重罪たるは無論の話で其情を知つて之を使用することも亦法律の嚴禁する所である。左れば商人たる者は宜しく金錢の出納の際に於ては充分に注意して其偽造變造の物を受取り或は支拂などをする事のないやうに注意をしなければならぬ。貨幣は鑄造後數年間通用する間には段々と磨滅するため量目の減ずるとか或は鏽が生ずるとか割目が出来るとか其音響が悪くなるとか等の理由に依て流通に差支へる場合が段々出て来る、それで斯様な流通の不便な場合には政府は其額面價格を以て手数料を取らないで之れを引換へて呉れるのである。勿論、悉く磨滅して數字の認識し難き物又は私に刻印などを捺し、或は其他故意に毀傷したものは貨幣の資格なきものとして其引換を拒絶することは當然である。貨幣には本位貨幣補助貨幣との二種類がある。本位貨幣とは其表面に刻したる意義に相當する實價を持つて居るものである。此故に之れ

を鑄解して地金としても其價格といふものは毫も減じることはない。補助貨幣とは之に反して其表面に刻したる額面に相當する實際の價格といふものを持つて居ない。唯々法律上に規定したる價格を持つて居るのみである。即我邦には金貨は本位貨幣であつて其他の銀貨や白銅貨や青銅貨は皆補助貨幣である。さて此名稱だけであつて實價を持つて居ない所の補助貨幣を何故に流通せしむるかと云ふに、其理由は唯本位貨幣のみにて流通せしむる時には少額の物品を賣つたり買つたりする上に非常の不便を感ずる譯である。故に本位貨幣の通用を補助する目的を以て補助貨幣を鑄造したる次第である。然れども實際價格の少き補助貨幣のみを以て多額の取引に使用せる如き場合があつたならば受取人は甚だ迷惑する譯であるから補助貨幣中銀貨は一つの取引に依て十圓まで、白銅貨及青銅貨は一圓までと制限せられて居るのである。勿論、受取人が承諾すれば補助貨幣であつても多額の物を以て支拂をなすには差支ない。貨幣は政府の鑄造すべき物であつて私に鑄造することは嚴に國法を以て禁制して居る。けれ共地金は造幣局に送り鑄造を依頼する時は政府は相當の手續料を以て鑄造してそれに相當する金貨を渡すことになつて居るのである。

第一節 紙幣

紙幣は貨幣の代用をなすものであつて紙幣其物には價格といふものを持つて居ない。されど貨幣と同様流通するものであつて其表面記載の額面金額は貨幣と引換へらるゝ所の約束上より成つて居るから、信用を以て流通すると言つて宜いのである。此紙幣に兌換紙幣と不換紙幣との二種がある。

兌換紙幣とは所持人は何時にても請求をなせば直ちに正貨と引換へらるゝことの出来る紙幣である。不換紙幣といふのは兌換紙幣とは違ひ一國の政府が法律命令を以て其通用を命じたものであつて、兌換紙幣の如く直ちに正貨と引換へらるべき性質のものでない。我邦にては曾て此不換紙幣を發布したることがあつたけれど現今は全く償却し盡して仕舞つて今日通用の紙幣は日本銀行の發行に係る兌換紙幣のみである。それであるから請求次第何時にても金貨幣と引換へらるゝのである。

第三章 銀行

銀行は其營業目的とする所は、一方より廉い利息にて金を借入れ、他方に高い利息にて貸渡

して其利息の差額を利得とする所の營業である。即ち借主と貸主との双方の中に立つて信用を基礎として金融の円満を圖る所のものである。此銀行の行ふ所の業務に就て説くべきは預金貸附、割引爲替等を主として其他代金取立及公債証券金銀の賣買を普通の銀行の業務とする。或る特定の銀行に於てのみは紙幣の發行をも一の業務とする。我日本銀行の如きは是れである。

現今商業上に於て其營業する處の事業を完全に遂行するには銀行と關係を離れて到底其成功を望むべからざるものと言ふて差支へがない。殊に金融界は實に銀行と密接の關係を持つて居るのであるから、金融界の趨勢を知らむとせは宜しく銀行の如何なるものなるかを研究しなければならぬ。

(イ)銀行は借入資金の供給に應ず、商人は自己所有の資金を商品の仕入に使用し又得意先へ貸してなり、或は他に使用して手許に資金のあひときになつては他に資金の借入を爲さなければならぬ。若し唯其資金の回收迄手を拱して俟たなければ仕事の出来ぬことになつたら、變轉極りなき實業界に於て巨大の利益を儲くるおとは出来ぬ。此缺點を補ふべく

銀行がある。銀行は貸付割引の方法を以て資金の入用な商人に供給するのを營業として居るものである。故に商人は何時にても入用の資金あるときは銀行に仰ぐ事を得るものである。此點に於ても銀行の金融界に欲ぐべからざることが分る。

(ロ)銀行は貨幣其他保管品の安全なる寄托所なること、我々が各自に貨幣とか金銀とか公其の株券公債証書などを保管する時は水災火災盜難等の虞があるけれども銀行に預けると銀行は堅牢なる金庫を持つて居るから頗る安全である。若し萬一にも其預りたる貨幣其の他のものを紛失することがあつた時は銀行は其の預け主に對して償還の義務を持つて居る。

(ハ)商人は小切手手形の取立を銀行に委託する便利がある。手形小切玉(後に説く)の所持人其手形支拂期日に至つて支拂人に就て一々支拂を求めるときには其手数^カ間の損失と云ふものは實に尠くないものである。特に支拂人が遠方に住んで居る時の如きは最も手数が掛り時間の損失を受けなければならぬ譯である。然るに銀行にては銀行の所有に係る手形の支拂を求むべきものがある。同時に又多數の華客のために取立を爲すの仕組があるから割合に少ない時間と手数を以て取立をなすことが出来る。又取立を爲す手形は常に銀行に委

托して置く時は銀行は之を保管するを以て所有主其紛失を恐るゝの煩勞を免かれ又危険の虞たるを忘れるとか又は其他の手續等を誤ると云ふやうなことはない。若しも誤ると銀行は其責を負ふのである。

(二) 銀行は送金並に代金支拂に便宜を興ふることである。遠隔の土地に現金を輸送するのに當り運賃を要するのみならず。途中で盜難であるとか其他の危険の虞があるのみならず其輸送中に資金は働きを全く失ふことになるのである。然るに商人は甲地から乙地に向て送金を要する場合に銀行は甲地に現金を商人より受取て之に對して商人に手形を渡し乙地に於て該手形と引換へに該商人より送りたる受取人へ現金の仕拂をなす故に危険と費用を省くのみならず。爲替に用ゐらるゝ金は資金として世間に需要せらるゝことが出来る。又代價の仕拂を爲すに當りて少しく多額を要すること少からざることである時は豫め銀行へ預金を爲し又は其他の方法を以て小切手の類を仕拂に充てる時は僅かなる時間にて違算を免れ又賡金を受取ると云ふやうな恐はなく容易しく仕拂は出来るのである。

(ホ) 銀行と取引をなすことは種々なことを問合す便利あり。自他の身元を照會せしむること

とは銀行を間に立つれば確實に出来る。自他の身元を照會せしむる事は如何に必要であるかは商人に最も大切なことである。

第一節 預金

預金と言ふものは銀行が廣く世間一般から預る金錢を云ふものであつて銀行業に取つては最も必要なものである。預金の多きは即ち銀行の盛大であると言ふことを示すものである。何せなれば此預金と言ふものは一般に銀行が貸附を爲すより低き利息にて借り入れるものであるから預金が多ければ多いだけ銀行の利益は多い譯である。此預金に對して色々の名稱を附してあるけれども之を判然と區別することの出来る重なるものは二つである。即ち當座預金と定期預金である。

(一) 當座預金 當座預金と言ふものは預け主へ期限を定めないので何時でも要求次第支拂を爲し又預主は何時でも預け入を爲すことを得る預け金である。故に實業家……殊に大資本の商人に取りては甚だ便利なものである。此當座預金を銀行がなす手續は如何なる手續を要するかと云へば、當座預金の、頼を銀行に爲す人は大抵手形割引の依頼を爲し又は借用

金の依頼を爲す等銀行に信用取引を爲す事は通例である。故に信用のなき商人の當座預金を引受ける事を好まぬ。従て銀行にては誰にても申込あり次第當座預金を引受けるものではない。必ず信用のある人の紹介人がなくてはならぬ。尤も或は銀行に依り或る場合に依ては其人の身元營業の狀態が確實であり、又取引の關係を持ちて居る商店會社等調査して差閤なきものと認める場合には強ち紹介人なくとも當座預金の申込を引受けることがある。銀行は當座預金取引の申込を承諾すると同時に通帳と小切手帳と云ふものを得意先へ交附する。此時に其通帳及小切手帳の受取証並に小切手に用ゆる筆跡と印鑑とを銀行に取つて置くものである。此通帳は預金出入の通帳で通例此通帳には借方の預入書を記入する。貸方には其支拂高を記するものである。そうして當座預金を引出すには小切手を用ゐる事は小切手の章に至り説明することゝして、此に畧する。而して當座預金は何時引出されるか知れぬから銀行では常に其引出に對し相當の準備金を置かねばならぬ。のみならず其預金の出入が頻繁であるから銀行に取りては誠に手數が多いものである。ソコで外國などでは利子を附けあい一般である。

當座預金の種類に特別當座預金と又は小口當座預金とも稱するものがある。此預金は一口の金額としては小額なるも總計にして多額に上るものにて銀行では利益を興ふるとは少くない。故に銀行は此種の預金を多く希望するのである。従て普通の當座預金より利子の歩合も高い又普通の當座預金の如く取引先に對して割引貸附等の事を爲すとがなきもの故に取引を開始するとも紹介を要する等のないのは通例である。されば預金は官吏であるとか會社員であるとか其他幾分の餘裕のある丈けを貯蓄せんとするものに對しては至極便利なものである。而して此預金をなすには一々五円以上であつて貯蓄銀行の條例を犯さない範圍内に於て行ふものである。

(二)定期預金 定期預金と云ふは何ヶ月とか或は何箇年とか期限を定めて其間には決して引出さざる旨を銀行と預主と約束をして預かる預金である。そこで預け人ある時銀行にては預け主へ其證據定期預金證書を渡して預金主は其期限に至り其證書引換に元金及利子を受取ることの出来るものである。定期預金は斯の如きものである故に金錢使用の道なき人又は當分使月の目的を有せざる人は自己の手に保管し置けば盜難其他の危険あるを以て

銀行に預け置けば安全なる上に傍ら利子が附くから預ける。併し此定期預金證書は流通することは出来ない。即ち他に賣買譲渡等は出来ないのである。されば本人又は其代理人の外には銀行は支拂をなさない。

以上述べた處にて預金の事はザツと説明した故に次に貸附のことを説かむ

第二節 貸付

銀行に於て貸付を爲すことも普通の金貸と其味を同うして其資金を貸付け其れより生ずる所の利息を以て収益とす。銀行にて此貸付を爲す方法に就ては普通の貸借と同じく。豫め一定期限を定め貸出し豫め借主を約束をして借主の希望次第何時にても貸出し又は返済を許す方法の二つがある。此一定の期限を定めずして借主の希望に従ひ隨時貸付け又返済を許す方法は即ち當座預金貸越と稱す、併し此貸付は誰にでも取引を承諾するのでなく銀行は平生當座預金の取引ある得意先に限り或は若干の金額までは何時にても得意先の必要に應じて得意先より振出せし所の小切手に對し支拂を爲し又何時にても借主の都合にて隨時返金することが出来るやうに貸付を爲すのである。尤も此當座貸越を爲す銀行は豫め得意

先と協議して貸付を爲す最高額を定めて置いて其最高額以内を貸付ける事がある。此最高額は即ち貸越極度と稱するものであつて、此貸越極度に對しては銀行にて豫め低當品を徴收して置くことが普通である。此低當品を稱へて根低當と言ふ。扱又豫め期限を定めて貸付を爲すものにありては、其方法は信用貸付、保証貸付、低當貸付の三種がある。信用貸付と云ふは保証人をも立てしめず又低當品も取ることなく單に信用を以て貸金を爲すのである。保証貸付と云ふは借主をして別に信用ある保証人を立てしめ貸金を爲すことを云ふ。されば若し其借主が返済期限までに返済しないときは銀行は其保証人をして辨償を爲さしむることが出来るものである。又低當貸付といふは低當品を取つて貸金をなすことにして、若し借主が期限に至て返済しないときは、銀行は低當品を賣却して其返金に當てしむるのである。

第四章 手形

第一節 手形の意義及び種類

隔地者間の商業發達するに及び個々の取引に際し、其都度現金を送附することは實際不便

なるのみにあらず盗難等の危険がある、手形は此等の不便と危険とを防ぐ爲めに起つた制度である。

手形とは爲替契約の證券である。爲替契約とは原因を示さずして一定の時期に一定の場所に於て一定の證券により権利を有する者に自ら支拂ひ又は第三者をして支拂はしむる約束を云ふ。手形上の権利者は手形取得の原因を示さず單に手形に因つてのみ支拂を請求するを得、故に手形上の債権債務は原因と分離して存在するのである。従て手形に署名した者は其手形の文言に従ひ責任を負ふものである。手形には商法が定むる處の一定の要件を記載せなければならぬ若し之を欠くときは手形の効力を有せぬ。手形を發行するものを振出人と云ひ支拂の約を受くる者を受取人と云ひ手形を所持する者を所持人と云ひ支拂の依頼を受くる第三者を支拂人と云ひ支拂期日を満期日と云ふのである。

手形は種々な方面から之を分類して數種となすことがある。

(一)指圖式記名式無記名式 (一)指圖式とは受取人の氏名又は商號と受取人に指圖せられた者に拂ふ可き旨を記載せる手形である。(二)記名式とは受取人の氏名又は商號を記載し

指圖せられた者に支拂ふ可き旨を記載せざる手形を云ふ。此の兩種の手形は裏書により讓渡すを得。裏書とは手形の裏面に讓渡す旨を記載することである。(三)無記名式とは受取人の氏名又は商號を記載せざる手形である。

(二)定期拂、一覽拂及定期後一覽拂 (一)定期拂とは確定せる日又は日附後確定せる期間を經過したる日を満期日と爲す手形を云ひ。(二)一覽拂とは支拂ふ可者に呈示したる日を満期日と爲す手形を云ひ。(三)一覽後定期拂とは一覽後確定せる期間を經過せる日を満期日と爲す手形を云ふ。

(三)爲替手形、約束手形及小切手 此三種に對しては節を改めて更に説明すべし。

第一節 爲 替 手 形

爲替手形とは第三者をして支拂をなさしむる手形で従て振出人受取人及び支拂人の三者を具備する手形である。但し振出人は自己の受取人は支拂人と爲すとがある。爲替手形は支拂人をして支拂はしむる事を約するものであるから振出人は支拂なき時でなければ責を負はぬ。支拂人は手形發行の當事者にあらざれば引受を爲すまでは債務者でない。所持人

は何時にても引受をなさしむる爲め手形を支拂人に呈示するを得。支拂人が引受をなさしむる時は所持人は公證人又は執達吏をして引受拒證を作らしめ且つ擔保を供せしめんと欲する者は振出人又は裏書讓渡人に對し通知をなせば擔保の請求を爲すを得るのである。

第三節 約束手形

約束手形とは振出人が自ら支拂ふことを約束するのである。約束手形の振出人は主たる債務者にして自ら支拂の義務を負ふが故に爲替手形の振出人と引受人とを兼ねたる如き性質のものである。

約束手形には別に支拂人なきに因り引受等に關する規定はない其餘の規定に付きては概して爲替手形の規定を適用するのである。

第四節 小切手

小切手は第三者に對し繼續したる信用を有するか又は第三者の手に資金を有する者が其第三者の支拂人として振出したる一覽拂の手形である。故に小切手には振出人支拂人受取人を具へざるべからず。但し振出人は自己を受取人と定むることを得。

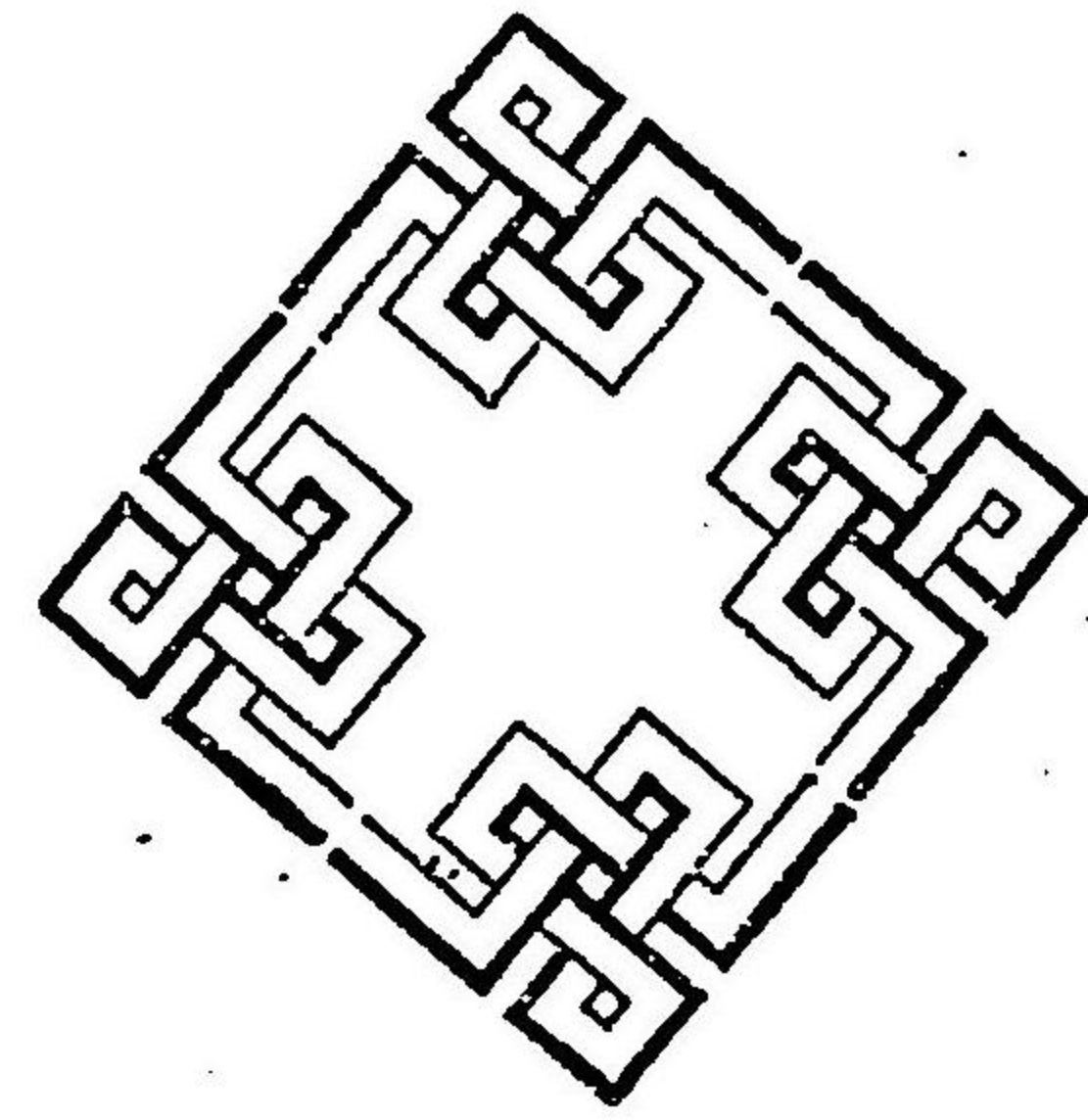
小切手は銀行に資金を寄託し置き其銀行をして自己の會計に付き出納をなさしめたるより發達した制度である。故に(一)小切手は一覽拂ならざる可からず(二)所持人は其日附より一週間に小切手を呈示して支拂を求めざる可からず(三)振出人が資金なく又は信用なくして小切手を振出したるときは小切手に虚偽の日附を記載したときは罰せらるるのである

第五章 利子

金錢の借貸に付ては借主より貸主に對して利子を支拂ふべきが當然である。法律上の規定には民事と商事に於けるとは其利率を異にして民事では法定率は年五分で商事では年六分である。そうして商人間に於ける他人の爲めに營業上必要な立替金をなした時は其立替金に對して假令相互の間に利息の契約がなくとも法定の利息は當然受取ることを得。利子は元金の割合を以て定むるもので之れを利率と云ふ、利率は年を標準とするときは年利と云ひ月のときは月利、日のときは日歩である、通常日歩何程とは元金百圓に對すところの叫聲である。

第一節 砂糖製法

第一項 甘蔗より砂糖を製する法 甘蔗から糖分を抽出するには鐵製または石製の轉子（ロール）を用ひ牛馬をして回轉せしめて壓搾して糖汁を得て煮詰むるのである。然れども此壓搾法では糖分の五乃至六割を得るに過ぎずして完全に得ることは不可能である。古來より甘蔗主産地たる熱帶地方及び我國に於ても此方法を用ひて居た。此方法にては糖汁は灰色若しくは暗綠色を呈し空氣中に於て酸敗し易い。黒砂糖は此を以て製したるものである。第二項 甜菜より砂糖を製する法 從來甜菜より砂糖を得るには之れを摺り下し壓搾法により液汁を得て居たが、今日は産出法に依り先づ甜菜を洗滌して汚物を去り細片に切斷し之れを温湯中に入るゝときは水は細胞膜を通りて細胞に入り一方に於ては細胞に含有する砂糖分は細胞膜を通りて水中に出て糖分は膜の内外に於て次第に平均せらるゝに至るので殆んど糖分の九割六分を滲出し得ることが出来る。尙ほ残りは多少の糖分及蛋白質を有し家畜の飼料として使用せらる。滲出糖汁は不透明で灰色を帯び又多量の非糖分を含んで居るから石灰を混して加熱して蛋白質及び色素の一部を除去して白糖を製造することを得



る其の精撰の方法によりて一番糖より三番糖まである。

第三節 種類

普通賣買に供せらるる砂糖は甘蔗及甜菜糖の二種で之れを左の三種に大別する、

- 1、白砂糖
- 2、赤砂糖
- 3、黒砂糖

赤砂糖には黒と白砂糖との中間に位する者で白糖に至るまでの精製をなさないものである。此他砂糖の結晶の程度から區別すれば氷砂糖及棒砂糖がある。此等は讀者の既に知る所であるから説明は畧する。

第四節 荷造及賣買

砂糖の荷造は内地産にありては樽詰百二十斤内外を普通とし、輸入類製糖中爪哇糖は竹籃入五百斤乃至七百斤入、馬尼刺糖はアンペラ包百斤入なるも精糖は二重の麻袋包凡八十斤詰である。但香港車糖はアンペラ包正味五百斤入である。百斤を以て賣買單位の標準とし

小賣でわ一斤を以て相場を建つる。

第二課 纖維及纖維製品

第一章 棉花

第一節 産出

現時我國に於ける綿糸紡績等の進歩は其原料たる棉花を需用することが夥しけれども、國內に産出する丈けては其需用の一部だも充すことが出来ないのみか、本邦第一の棉産地と稱せらるる五畿内の如きも本品の耕作微々として振はず皆輸入棉花の壓倒する所となり、棉花の輸入は實に本邦重要輸入品の首位を占むるのである。

植物學上に於る棉花は其種類は甚だ多く又廣く熱帯、半熱帯及温帯の各地に栽培せらるるけれども、年々その産棉を以て自國の需用を充たし進んで之れを各國に輸出し得るのは米國北米合衆國を第一と友邦、英領印度、埃及及び南米ブラジルの四國之に次ぐ。其他墨西哥、土耳其、南米に於ける秘露等又棉産國として世に知られて居る。けれども北米合衆國は特に他産國に超越して凡そ世界全産の大半を産し同國棉産豊凶の如何は歐洲市場を

支配するに與て力がある。
我國に於て産地として知られて居るのは大坂附近を中心とし、鳥取廣嶋の二縣之に次ぐ、けれども其産額は僅に三百萬貫に過ぎない。加ふるに纖維粗剛て細糸を紡むに達せず、寧ろ劣等なので僅々太糸を紡ぎ又は中入綿として需用の一部を充すに過ぎない。

第一節 貿易

以上述る通もて我國に於る棉産は甚だ僅少で一方に被服其他の用として棉の需用莫大なる上に紡績業の進歩は益々其需用を増加して止むことがないので輸入棉花は一ヶ年約七千萬圓の互額に達して、實に我國輸入品中の首位を占め就中印度棉、支那棉の輸入が最も多いのである。而して神戸は我國唯一の輸入港で棉花は實に本港の輸入品の首位である。又神戸に集つた棉花の最大部分は大坂に向けられ其他名古屋、岡山、姫路、東京の各地に散す蓋し大坂は全國紡績の中心で棉花の最大需要地である。

第二節 性質

棉は其纖維の極て純潔なるものありては其色純白であるけれど、皆多少の脂肪を混有す

るから純白の棉纖維は見ることは出来なす。

且つ其色の濃淡は産地及種類に依つて異つて居る。概して云ふときは支那日本産棉花は純白に近く印度及米棉は多少黄色を帯び埃及棉は其色濃厚で褐色を帯びて居る。又産地によつて纖維の長短を異にし米棉中海島棉は其纖維最も長く平均一インチ八の長がある。日本や支那などの棉は僅に二分の一インチ乃至四分の三インチ位のものである。太さでも海島棉最も細く印度棉之に次ぎ支那棉日本棉最も太い。其他剛柔の點に於ては各等しくない。以上の如く棉は其産地種類により長短、細太剛柔を異にするから紡績の品位により適宜各國産棉を撰擇し其目的に合致する原棉を配合しなければならぬ。支那棉は色白く外觀美なるも其纖維大きく且つ剛にして細糸を紡むに適さない。日本棉亦之に似て居る。之れに反して米棉は最も細糸に適し印度棉は比較的細糸紡績に適するけれど米棉に及ばない。

第四節 種類

貿易市場に上る棉花は産地を以て區別せらる、こぞ米棉、印度棉、埃及棉及び支那棉と云ふやうなものである、

日本棉産の中心たる大坂市場に上るものも其産地で區別せられ攝津産、河内産、山城山和産と云ふ。就中攝津産、河内産は品位良好で殊に攝津に於ける中島、河内六郷の産は最も有名である。坂上棉と稱せられ内地産棉の第一にあるのは攝津鳴尾附近に産するものである。

第五節 荷造及賣買

棉は採摘のまゝ市場に上ることあり、或は棉花實を除去したるものありて前者を生棉又は實棉と稱し、後者を繰棉と云ふのである。然れども生棉は綿實を除去するの勞多きを以て絲棉の方が輸入額が多い。荷造は一様でないけれども印度棉荷造は米棉に比し比較的堅牢で印度麻を以て包み、水壓機で壓し之に鉄繩を施す。一俵の容量三百八十封度内外である。孟買に於ける相場は一「カンデー」七百八十四封度即ち二俵分に付幾何「ルビー」と稱し木邦に於ては百斤が賣買單位である。米繰は略ぼ印度棉に類し五百封度入を一俵とし相場は米國に於ては一封度につき仙を以て表すも我國では印度棉と同様なり。内地産坂上棉は筵袋に入れ十貫乃至八貫目とし河内産棉は六貫二百目内外を普通とするのである。其他綿

棉と稱し一貫五百目乃至三貫目宛袋にし若干個合せて筵包とし一個の容量を十八貫内外に造るものがある。相場は一匁に付何匁と稱し或は十六貫目の百斤につき何匁と稱することもある。又或は一貫目標準とすることあり而して一般に棉は十貫目を一本と云ふ

第二章 繭

第一節 産出及貿易

繭の産地は廣く温帶熱帯に亘るも支那、日本、伊太利、佛蘭西の四國を以て最も有名とするのである。繭は之を貿易市場に上すこと少く多くは手製品——即ち生絲として取引されて居る。本邦に於ても明治廿年頃までは多少の輸出をなしたけれど現今は全く其跡を絶つたのである。

抑も繭は本邦重要輸出品の巨額を占むる生糸及び絹織物の原料で斯業の盛衰は直ちに國家經濟に影響をすることが大である。我國に於て産地は長野縣を第一とし其産額四十二萬石に及び本邦に於ける總額の殆んど二割を占め群馬縣二十一萬石之に次ぎ其他埼玉福島岐阜愛知山梨茨城の諸縣之に次ぎて各々十萬石以上を産する。

第二節 種類

繭は其發生期により春、夏、秋蠶繭の別がある、從來本邦では春蠶繭の飼養最も多かつたけれども、夏、秋蠶の飼育逐年各地に擴つて漸次發達の傾向がある、又蠶兒によつて其種類を分類すると黄色繭と白色繭との二つがある。黄繭は蠶兒強健で且つ飼育容易であるけれども色澤の劣等なので之れを飼育するものは少い。白色繭は其種類甚だ多く百餘種以上である此れ今日最も廣く飼育されて居る。

繭は同一蠶兒から得たものでも其飼育の地方に依り多少の相違はある。故に産地で區別するのが普通である。

理地品商

第三節 品位

繭の品位を檢定するに當りては先づ色澤の良否を鑑定しなければならぬ。然れども種類により或は青色を帯び或は赤味を有するものあるを以て一樣に之れを論じ難い。要は各種類固有の色澤を發揮するのを良品とするのである。又形狀の有様も大巢のものあり、小巢のものあつて一樣でないけれども形狀の大なるものは織度概して大く、小なるものは織度自

理地品商

ら小にして絲長亦短し、而して本邦産繭は稍や長形にして縊れ目淺き繭形多きを占むるやうである。尙ほ良好な生糸の原料たる品位を備ふるには纖維精緻で絲量多く、絲縷長く、解舒容易で而かも類節少いものを良品とするのであるが、元より是等は器械的調査に俟たなければ分からぬのである。

第四節 性質

蠶絲は一見一條の如く見ゆるれ共素と二條から成つた「ゴム」質の粘力に依り一條に密着して居るのである。「ゴム」質のあるのは管に二條の絲を密着せしむるのでなく。亦一定の繭形を作成するに至らしむるのである。生糸繰製に先ち繭を煮るは即ち此の「ゴム」質を和け解部を容易にする爲めで、「ゴム」質は石鹼質液を以て處理するときは之を溶解せしむることを得るのである。

繭は其内外に依り絲質を異にし外部粗にして内部に至り精良となるも蛹に密接せる部分に至りては薄く膜狀を呈し解舒容易でないのだから絲とならない。屑絲と云つて特種の用途に供せらるゝのである。

第五節 荷造及賣買

繭は輸出せらるゝことがないので荷造は内地の運搬に耐ふるに止り、多くは紙袋に入れ繩を以て結束し容量四貫目乃至九貫目入である。又或は紙袋に入れ竹籠に詰むるものもある。又内地取引に於ては繭は一石を以て價格を表示するけれども小取引では重量で賣買せらるゝのが普通である。

第三章 生 糸

第一節 産 出

生糸は廣く温帯熱帯に亘りて生産せられ日本、支那、暹羅、緬甸、印度等、亞細亞東南部一帯の地方より土耳其、希臘、伊太利、佛蘭西の各國に及び北米合衆國より僅少の産出あるも、世界に於て最も多額の産出は日本、支那、佛蘭西、伊太利の四國である。

本邦蠶絲の産出は長野縣第一にして群馬、埼玉、福島、山梨、愛知、岐阜、山形の諸縣順次之に次ぐ。就中長野縣の産出最も多く全産額の五割を占め明治三十六年に於ける産額二百六十萬貫の内同縣の産出は五十五萬貫にして、群馬縣は三十四萬貫の次位であつた。

第二節 貿 易

蠶絲は本邦重要物産中の主腦で兼ねて輸出重要品の第一位を占め本邦の財源は其過半を蠶絲に賴り其消長如何は直ちに國家經濟に至大の關係を有するのである。願れば本邦蠶絲業も比年長足の進歩をなし日を遂ひ月を重ねて擴張の順調にて益々進歩の傾向のあるのは邦國の一大慶事である。

現時本品の最大需用地は北米合衆國にして實に輸出全額の大半を占め佛國、伊太利、之に次ぎ、最近の輸出額九百萬斤此價格八千八百餘萬圓の多さに達し、生糸の輸出價格は輸出品物總價格に對し殆ど三割に相當するのである。

第三節 製 法

蠶絲を製するに器械及座繰の二種がある。座繰は所謂農家副業として繰絲する場合に用られ、西洋式製絲器械に比し其装置簡單で粗雑のである器械を専ら盛大なる工場組織を以てする製絲場に於て用られ品位の均一製品の精良を得るに於て遙に座繰製以上である。何れの方法に依るも先づ繭を煮て「ゴム」質を和け緒を立て三皿顯より數條を合せ取り一本と

かゝ陶器製鈕の孔を通じて水分及び節を除去し揚籃に糸揚ぐるのである。煮繭に當り用ひる湯の温度の高低時間の長短は繭の大小「ゴム」質の多少により其度合を正整するの必要ありし光澤強力の如何及び純良なる絲量を得るの多少は多く此の場合に存するのである。今製品に就て器械座繰の優劣を見るに概して座繰は器械製絲の織度均一にして節少く且つ再繰の容易なるに比し其品位劣つて居る。蓋し之れ繰製上に基く結果にして器械製にあつては繭煮の湯は其温度の一定を保ち得るは勿論又隨時取替ふることを得るも座繰は普通之れを行はず故に器械製は良質で價格も亦貴いけれども之れが設備の容易でないから今猶ほ座繰製絲の盛んに行はれて居るのを見る。

第四節 種 類

生絲は之を繰糸上から區別するときは器械座繰の二種となり又結束法から類別すると折返し、捻り、鉄砲、島田、提糸等の各種がある。然れども器械製絲は一般捻りに依り座繰も亦此法に依るのが多い蓋し絲繰を切斷せず絲質を損せず取扱最も便利なからである。

折返し絲は福島縣の獨得の特産とも云ふべく掛田折返しとして知らるのである。鉄砲、提

絲等は近頃に至り減退した輸出向生絲は皆捻り及び折返し二種である。以上は純生糸であるが尙ほ此外に屑糸と云ふのがあつた。屑糸を分て慰斗糸、生皮芋及眞綿の三種とし、慰斗糸とは緒を立つるに際し生する屑を引延したもので生皮芋とは此等屑を引延ばさないもの、又眞綿は多く揚り繭を煮沸し「ゴム」分を溶解して得たものである。慰斗糸及生皮芋は絹糸紡績の原料に供せらるゝを以て年々の輸出額は約四百萬圓餘に上るのである。

第五節 品 位

生絲の品位鑑定は肉眼的検査及び器械的検査の二に依らなければならぬ。色澤、結束及び絡交の如何は前者により之れをなし得るけれども、織度、類節、其他精緻のことに至つては之れを是非共後者に俟たなければならぬ。

色澤は生絲品位の一大標徴で其良否は原繭の品位を示し、従て生絲の品位を表すを以て其潔白なるを貴ぶを常とする。絡交は絲條錯綜することなく再繰に際し其緒を索むるに容易なるを可とし。結束は絲條の紊亂を防ぎ取扱上に至便なるを宜とし。本邦では横濱に生絲

検査所の設あつて器械的検査を行ふのである。

第六節 荷造及賣買

内地に於ては約廿匁よりなる二紐を合せて一束とし、一個の結束糸を三十個合して一括（或は一玉と言ふ）と称し、十五括凡そ九貫目を一箱に入れ以て壹梱と言ふ。輸出物にあつては一括を西洋紙に包み、數十括を金巾包に入れ、油紙を被ひ尙「ツツク」にて上包をなし一俵即ち一梱百斤となし流球表を用ひて外装をなして出すのである。

商品地理終



第二章 訴訟法

第一節 緒論

訴訟法は一の助法にして、吾人が裁判上に於て其の権利を主張するに付き吾人と裁判所との依據すべき方法手續等を規定せる法律なり。而して訴訟法とは刑法、民法、(商法を含む)の助法なり。即ち刑事に就ては刑事訴訟法あり、民事には民事訴訟法あり。其他特別の訴訟手續を規定せるもの尠からずと雖も、本章にては、専ら二法に付き、其の大意を説明せむ。他の特別諸法の如きは、是に依りて自ら明なるべきなり。

第二節 刑事訴訟手續

六ヶ敷學理は略して、直ちに其の手續を説かむに、茲に一の犯罪ありとすれば、之れに對して、犯罪を證明する事を務めざるべからず捜査處分是也。捜査とは檢事が公訴を起すに必要な證據を蒐集する公訴提起の準備行爲にして、其の手續は、告訴、告發及び現行犯の場合に於て異なれり。告訴とは、被害者が犯罪事實を相當官府に報告するを言ひ。告發とは第三者が爲す報告を言ふ。通常報告の形式は署名捺印する書面を以て之れを爲す可

し。現行犯の場合に於ては犯罪の證據明かなるものを以て被告人を何人と雖も令狀なくして之れを逮捕することを得るものとす。準現行犯の場合は又同じきものとす。

檢事が被告事件の有罪なりと思惟せし時は豫審判事又は判事裁判所に訴訟を提起す。之れを公訴の提起と言ふ也。豫審判事の豫審を求むる場合は重罪と思量したる事件又は輕罪と思量するも罪質重大なる時にあり。勿論檢事が其の事件にして自己の所屬の裁判所の管轄に非ずと思慮せば、直ちに之れを其管轄裁判所に送致すべきものとす。次に

豫審手續

犯罪行為にして重罪若くは輕罪にして罪質重大なる場合に於ては其犯罪の存在を明にすべき一切の事實を審理するを豫審と言ふ。之れを行ふものを豫審判事とす。豫審は現行輕罪を除くの外檢事の請求を俟たざれば、之れを行ふことを得ず。之れを行ふの方法は左の諸項に分ちて觀察するを得べし。

- 一 令狀
- 二 密室監禁

- 三 保釋
- 四 證據蒐集
- 五 豫審終結

令狀とは犯罪を捜査する爲めに犯人を訊問し、又は犯人の逃亡せんとすることを防ぐ爲めに重罪輕罪の犯人に對して豫審判事若しくは受托判事の發する命令なり。之れを分ちて召喚狀拘引狀、拘留狀の三種とす。

密室監禁とは未決拘留の一室に監禁して、他人と交通を爲さしめざる方法を言ふ。是れ犯罪事實の發見の妨害を防ぐものにして、檢事の請求によりて、又は豫審判事の職權を以て爲し得るものとす。而して其期限は十日を超ゆることを得ず、而かも此期限中二度以上被告人を訊問することを得ず。勿論更に言ひ渡を爲すに於ては此の限りにあらず。

保釋とは被告人が何時にても呼出に應ずべき證書を差入れ、且其出頭を保證する爲め金錢又は有價證券又は被告人を釋放するに充分なる資力を有するものより(裁判所の管轄内に限る)保釋を差出して釋放するを言ふ。

四に證據蒐集とは未知の事實を明にする爲めに已知の事實にして證明の材料となるものを蒐集するを言ふ。其方法を分ちて被告人の訊問、對質、檢證、搜查、物件差押及び證人尋問、鑑定等なりとす。

貳 判決

豫審を要する事件に於て豫審を終結し、豫審を要せざる事件に於て公訴の提起ある時は判決の手續に移る之れを公判と言ふ。公判とは被告人の訊問辨論及言渡等より成るもの安にして、判事檢事裁判所書記の出廷を要し且つ之れを公開するものとす。若し被告事件公を害するの恐ある時は訊問及び辨論の傍聽のみを禁ずることを得るものとす。其法は口頭審理、書面審理ありと雖も我國にては口頭理審主義を採用せり。

第二節 民事訴訟手續

民事訴訟手續には通常手續と特別手續とあり。通常手續とは民事訴訟にして大抵確定の判決と執行方とを得るを目的とするものと言ふ。地方裁判所區裁判所の手續及び領事裁判所の手續之れなり。特別訴訟手續は公益上の必要ある爲め若くは簡易迅速を要するの必用

よりして通常手續によることを得ざる場合あり。婚姻事件、養子縁組事件禁治産及び失投に關する訴訟手續の如き之れ也。

民事訴訟手續に關しては、三段落あり。

一 訴の提起

二 準備書面の交換

三 口頭辨論

之れ也

初めに訴の提起とは、原告が訴狀を裁判所に提出するを以て始まる。此の行爲は原告の任意行爲にして或は一定の時間に至る迄之れを取下の事を得るものとす。拘狀は正副二通を差出し、裁判長之に口頭辨論の期日を指定し、書記を経て執達吏より之れを被告に送達するものとす。此書狀送達により權利拘束の力を生ずるものにして權利拘束とは原告は妄りに其訴を取下げ又は他裁判所に更に之れを訴ふるとを得せしめざるの効力を生ずるものなり。以上は口頭審理に於ては書面を以て之れを爲し、區裁判所に於ては口頭を

以て之れを提起するものなり。

二に準備書面の交換とは訴状及び答辨書其他口頭辨論中に新に主張せんとする所の事實證據方法及び其他の材料を記載する書面を指稱するものにして、原告は訴状及び準備事項の記載書面を被告に送達す。被告は之れに對して訴状の送達より十四日間に答辨書を差出すべきものなり。答辨の方法に二種あり一は本案に非ざる抗辯にして、一を本案の答辨とす。本案にあらざる抗辯とは被告が本案に依りて答辨するを拒む方法にして其抗辨方法は種々あり。本案の答辨とは原告一定の申立を至當とす、又は其請求の全部若くは一部を申立るに成り立つものとする。

三口頭辨論は、其期日に於て裁判長口頭辨論を開始す。即ち原告に於ては訴状に基き被告は其答辨書に基き一定の申立を爲し其事實を更に口頭を以て申述するものにして、被告は原告の主張に對し本案に非ざる防禦方法及び本案に對する防禦方法を提出することを得而して是れに就ては左の區別あり。

(イ)否認

(ロ)法律上の陳辨

(ハ)絶對 相對的失權の抗議

(ニ)反訴の抗議

四に判決とは、口頭辨論を終結し争點事實が確定するに於て裁判長は當事者の權利義務を確定する裁判を爲す之れを確定と言ふ。判決は之れを書面に記載するを要す。判決の言渡は判決主文の朗讀を以て之れを爲す。但し欠席裁判の時は其言渡は主文を作らざる以前と雖も之れを爲すことを得。而して欠席判決を受けたる當事者は一定期限内に故障を申立る事を得るは、刑事訴訟法に於けると異なる所なし。

第四節 上訴及び再審

第一 上訴

民事刑事を問はず裁判訴訟に關した判決又は決定あるも一定の期間は未確定の間にあるものとす。此期間内に其の取消を一等上級の裁判所に求むる不服の訴を上訴と云ふ。我國法上上訴を分ちて三種とす。

(イ) 控訴
(ロ) 上告
(ハ) 抗告

の三也。故障申立命令取消の申立及び各種の不服申立の訴は之れを上訴と云ふことを得ず
控訴とは第一審判決に對して事實上又は法律上の不服を理由として第二審裁判所に向て第
一審判決の廢棄若くは變更を求むるものなり。控訴を爲し得る要件は第一審の終局判決
なること若くは法律に於て終極判決と見做すべき中間判決に對してのみ控訴し得べきもの
にして然も控訴に依り權利上の利益あることを要す。

(ロ) 上告とは殊に法律に違背したるを理由として第三審裁判所に向て第二審判決の全部又
は一部の破毀を求むるものなり。上告を爲し得る要件は判決の法律に違背せんこと及第二
審の判決が終極判決なるか若くは中間判決なれば上告の點に就ては終極判決と見做さるべ
き者のみに關することを要す。上告は控訴と異なり單に法律の點にのみ關するものにして
事實の點に關しては毫も變更擴張するを許さず。

(ハ) 抗告とは訴訟手續に關して裁判即ち決定に對し直接上級裁判所に向て不服を唱ふる上
訴なり。抗告は刑事に於ては公判を開かず。民事に於ては口頭辨論を経ざる判決に對して
爲す上訴にして法律一定の明文に依りて許されたる場合に爲し得るものとす。

第二 再審

再審とは確定の終極判決を取消し若くは確定以前の元狀に恢復し再び審理するを云ふ也
。確定判定は至大なる効力を有するものにして容易に左右すべきものにあらず。然れども
判決は裁判官の爲す所なるを以て萬一の過失なき證保する能はず。法律の通用を誤りたる
場合に於て之れが救濟法として非常上告を設け其事實の一定を誤りたる場合には再審の制
度を置く。再審は刑事にありては其期限なきも民事にありては判定の不變期間になさざる
べからず。又刑事に於ては上告裁判所に於ては再審の判決を爲せども民事に於ては通常裁
判所の専屬とす。

第五節 裁判の執行

判決の言渡ありて而して確定するあれば其民事たると刑事たるとを問はず國家は其確定

判決を強行するもの也。

刑事は之れを裁判執行と言ひ、民事は之れを強制執行と言ふ。刑事裁判の執行は一定の法律に従ひ、検事、書記、獄司、獄丁等之れに任ず。民事裁判に於ても同じく一定の法律に従ひ執達吏之れに任じ或る場合には裁判所自ら之を爲すものとす。

刑事裁判は一定の原因に依りて其執行を中止せらるゝことあり。犯人の精心錯乱せし場合の如き其の恢復に至る迄其執行を中止し、又死刑に處せらるゝ婦女の懐胎の場合の如き其分娩後一百日間は執行を中止せらるゝものとす。又一定の原因に依り刑罰執行の消滅を來すことあれば已に刑法の條文にあるが如く中止せらる。

民事訴訟に於ては一定の場合には之れを停止し又は之れを制限し、又は之れを取消せる可からず。今は一々之れを擧げず。

訴訟法終



第三章 民法

民法の性質、範圍等は頗る議論ある問題なりと雖要するに民法は國民の私權的關係の原則を規定するものにして私權は財産權親族權二大別すべく財産權の最大なるものは物權と債權との二種たり。故に民法は先づ其の物權債權の種類効力及得喪等の事を規定し、次に其の親族權に就て親族、戸主、家族、婚姻、親子及後見等の關係を規定し、更に相続の規定を加ふ。即ち我法は是に依て之を物權、債權、親族及び相続の四編に分ち其の首に冠するに總則の一編を以てしたり。蓋し總則は各編に共通する規則を擧げて之を網羅す。本章に於ては節を追ふて其の各編の大要を概説すべし。

第一節 總則

第一款 私權の主體

私權の主體は人、法人及國家の三なり。(甲)人とは何ぞ。第一、私權の享有 人は常に私權の主體なり。法人の如く一定の範圍内に於てのみ私權の主體たるものにあらず。私權の享有は出生に始まり死亡に終る。但し相続權及不法行為に基く損害賠償の請求權に關して

は例外として胎兒を生兒と同一視す。第二、能力 完全に法律行為を爲すを得る者を能力者と言ひ然らざる者を無能力者と云ふ。第三、住所 人の住所は原則としては其生活の本據地なり。

(二) 法人とは何ぞ。法律は人に非る者の或範圍内に於て權利の主體を爲す事あり。之れを法人と云ふ。法人は法律に依りて存在す、故に人の如く自然に存在せず、法人は其目的の範圍内に於てのみ權利の主體たり。故に人の如く各種の私權の主體ならず法人は自ら活動すること能はず、故に機關を設けて其事務を管理せしむ。法人を分て公法人私法人の二とす公法人とは自治團體等の如く公の事業を營むものを言ひ、私法人とは私の事業を營むものを言ふ。(丙) 國家 國家も亦私權の主體となる事あり、之蓋し或行為を行ふに當り命令權を行使せずして私の規定に従ふ事を自ら認めたるに因る。國家は法の淵源也、故に國家は法人にあらず、私權の主體として國家を國庫と云ふ。

第二款 私權の客體

私權の客體とは私權の目的となるものを云ふ、人、行為、身分及び物之れ也。(甲) 人 親

族權の客體は人なる事多し子に親權の客體なるが如き其一例なり。(乙) 行為 債權の客體は他人の行為なり。(丙) 身分 戸主たる身分は家督相續權の客體なり。(丁) 物 物權の客體は常に物にして其他の私權に在りても直接又は間接に物を客體とする事多し。

第三款 法律行為

法律行為とは私法上の關係を生ぜしむるを目的とする意思表示を總稱す。私法の規定中には公の秩序に關するものと、然らざるものとあり。前者は強行し、後者は法律行為の當事者が反對の意思を表示せず。又は反對の慣習に従ふ意思を有せざる場合のみ適用し敢て強行せず。第一意思表示 とは當事者の意思の外部に發表せられたるものを謂ふ。第二代理 本人自ら法律行為を爲すを得ざる事あり、從て他人をして代て之を爲さしむる必要あり代理即ち之也。第三無効及取消 無効の行為とは法律上全く成立せざる行為なり故に之を有効する途なし。取消し得べき行為とは有効なるか無効なるかを當事者の一方が決するを得る行為なり。有効と爲す事を追認と言ひ、無効となすことを取消と云ふ。第四條件及期限 條件とは法律行為の効力の發生又は消滅か繋る所の不確定の事實を言ひ、期限とは法律行

爲の効力の實行又は消滅が繋る處の將來の確定せる時期を言ふ。

第四款 期間

期間とは一定の時間をいふ。例へば十時間と言ひ一年といふが如き之也。獨民法草案我現行民法等は期間の計算法を定め法令裁判上の命令、又は法律行爲に別段の定めある場合の外之に従はしむ。

第五款 時効

時効とは時の経過に依り權利を取得し又は消滅する方法を言ふ。而して一定の期間物を占有するに因り其物の上に權利を取得する方法を取得時効と言ひ一定の期間權利を行使せざるに因り其權利を失ふ方法を消滅時効と言ふ。時効を民法に設けたるは時効は權利者が權利を行はざるに因り其權利が永く不確定の有様にある事を防ぐ爲めに設けたる制度也。

第二節 物權

財産權中直接に物の上に行はるゝ權利を物權と云ふ。されば物權は直接に物の上に行はるゝが故に特定の人に對する權利にあらずして一般に對するを得る權利なり。故に若し其創

設を各人の自由に委するときは爲に取引の安全を害す。是を以て我現行民法は物權の種類を限定せり。

第一款 占有權

占有とは自己の爲にする意思を以て物を所持するを云ふ。占有は權利なりや否やに就て學說分るゝも茲に略す。

第二款 所有權

所有權の性質に關する學說未だ一定せず、乍併要之すに所有權なる名稱は物の使用、收益處分を爲す總括的權利を指示し其中使用權收益權の二又は一を欠きたる殘餘をも指示す。

第三款 地上權及小作權

地上權とは他人の土地に於て工作物又は竹木を所有する爲め其土地を使用する權利を云ひ永小作權とは小作料を拂いて他人の土地に耕作又は牧畜を爲す權利を云ふ。此二種は他人の土地の上に行はれ其土地の所有者の權利を制限す。

第四款 地役權

地役權とは他人の土地を自己の土地の便益に供する権利を言ふ。例へば甲地の便益の爲に乙地より水を汲取する権利の如し。便益を受くる土地を要役地と言ひ便益に供せらるゝ土地を承役地と云ふ。

第五款 留置權先取特權質抵當權

留置權とは他人の物の占有者が其物に關し生したる債權の辨濟を受くる迄其物を留め置く權利なり。但し不法行爲に因り占有を始めたるに非るを要す。先取特權とは法の規定に從ひ債務者の財産に付き他の債權者に先ち自己の債權の辨濟を受くる權利なり。質權とは債權の擔保（債權の執行を確實ならしむる爲め）として債務者又は第三者より債權者が受取る物を占有し、且つ其物に付き他の債權者に先ち自己の債權の辨濟を受くる權利を云ふ。抵當權とは債務者又は第三者が占有を移さずして債務の擔保に供したる不動産に就き債權者が他の債權者に先ち自己の債權の辨濟を受くる權利を言ふ。

第六款 入會權

入會權は我國の特別の發達に係るものにして、二種あり。（一）共有の性質を有する入會權

一村共有の原野にして其村民が草を芟取る權の如し。（二）共有の性質を有せざる入會權
甲村の原野にて乙村民が草を芟取る權の如し。

第三節 債權

債權は財産權の一種にして特定の人に對し行爲又は不行爲を要求し得る權利なり。債權對する義務を債務と云ひ債權者との間の法律關係を法鎖と云ふ。

第一款 契約

契約は法鎖を生ずる事を目的とする二人以上の意思表示の合致なり。契約は一方が契約の申込をなし相手方が之れを承諾するに因りて成立す。

第二款 事務管理

事務管理とは義務なくして他人の爲に事務の管理を始めたるを言ふ。管理する者を管理者と云ふ亦管理せらるゝ者を本人と云ふ。

第三款 不當の利得

不當の利得とは法律上の原因なくして他人の財産又は勞務に因り利益を受け之が爲に他人

に損失を及したるを言ふ。其利益を受くる者を受 者と云ふ。

第四款 不法行爲

不法行爲は故爲又は過失に因り他への權利(如何ある權利を問はず)を侵害するを云ふ。

第四節 親族

第一款 親族及親等

親族の範圍に付ては(諸國の立法例區々たり)我現行民法は六親等内の血族配偶者、三親等内の姻族を親族と爲す。血族とは血統の相連結せる者を云ひ姻族とは配偶者の血族を云ふ

第二款 戸主及家族

我國の有權は家族制より個人制に變遷の時代あるが故に、現行民法は親權を認むると共に家長權をも認む。(一)家長を戸主と云ふは舊來の川語を用ふるに過ぎず。(二)戸主は家族が其居所を定むる事及び婚姻養子縁組を爲す事に付拒否の權利を有し家族は戸主より扶養を受くる權利を有す。(三)家督相續分家等により戸主となり失墜 依り戸主の資格を失ふ。

第三款 婚姻

婚姻の成立とは(一)男女が一定の年齢に達したる事。(二)近親にあらざる事。(三)配偶者なき事。(四)當事者の共諾。(五)届出等を婚姻成立の要件とす。

第四款 親子

實子養子の二つあり。世人之を知るを以て茲に略之

第五款 親權

親權を行ふものは通常父也。然れども父が知れざる時死亡したる時は母之を行ふ。但し父母が子と其家と同ふせざるときは親權を行ふを得ず。親權に服すべき者は未成年の子及獨立の生計を營まざる者あり

第六款 後見

我現行民法は後見は禁治産者及び親權を行ふ者なき未成年者を監督教育し其資産を保護する者也。

第七款 親族會

我民法にては親族會は(一)後見の機關となる事。(二)親子間戸主家族間に生じたる利害相反する事次に干與する事等の爲に設けられたる制度にして會員を三人以上とす。

第八款 扶養の義務

扶養の義務とは其權利者を引取りて之を養ひ又は之を引取らずして生活の資料を給付する義務を云ふ。

第四節 相 續

我現行民法は相續を分て家督相續遺產相續の二とす

第一款 家 督 相 續

家督相續とは前戸主の一身に専屬せる權利義務以外の總ての權利義務を概括的に承繼し新戸主となるを言ふ。胎兒は家督相續に付ては己に生まれたるものと見做さる。蓋し一方に於ては血統を重じ一方に於ては胎兒の利益を保護するが爲なり。

第二款 遺 産 相 續

遺產相續とは被相續人の一身に専屬せざる一切の財産上の權利義務を承繼するを云ふ。我

現行民法に於ては遺產相續は相續の一種に過ぎずして家族死亡に因り開始さるゝものたり

第三款 相續の承認及び拋棄

相續人は被相續人の死亡等に依り當然相續權を取得す。故に一旦相續權を取得したる後は必ず常に相續せざる可からざるものとあすときは被相續人の財産が其債務を辨濟するに足らざる場合等には相續人を極めて不幸の地位に陥らしむる事なしとせず。之相續の承認及拋棄に關する規定ある所以なり。

第四款 財産の分離

相續債權者及受遺者は一定の場合に相續人の財産中より相續財産を分離せむ事を、裁判所に請求することを得之を財産分離の制度と云ふ。

第五款 相續人の曠缺

相續人ある事分明ならざるときは相續財産を法人(財團法人)と爲し。管理人を置き以て其權利を執行し其義務を辨濟せしむ。

第六款 遺 言

遺言は遺言者の死亡の後其功力を生ずる法律行為なり。人は遺言を以て或場合に相続人後見人又は後見監督人を指定し養子縁組を爲すを得。



民法終

第四章 商法

緒論

商とは營利の目的を以て物品の運轉を媒介する働きを言ふ。而して商に關する各種の法律を總稱して廣義の商法と言ふされど茲にとくは狹義の商法即ち商に關する特別の私法也。

第一節 總則

第一款 商人

商人とは自己の名を以て商行為を營むを業とする者を言ふ。故に法人と雖苟も商行為を營業とする以上は固より商人たり商人は(一)一定の場合商業登記を爲す事を要し(二)又商業帳簿を備ふるを要す。

第二款 商業登記商號及び商業帳簿

商業登記は商人の法律上の關係中重要なる事項を世人をして汎く知らしむる爲めの制度にして登記す可き事項は商法の定むる處に依る。商號は商人を標示し其信用を保護する爲めの制度にして商品を表示する商標と異る。商人は其氏名其他の名稱を商號と爲す事を得。

商業帳簿は商人の財産の状況を明瞭にせしむる爲の制度にして商人が帳簿に記載するを要する事項は商法の定むる處に依る。

第一節 會社

會社に就ては「實業界」會社の目次を見よ。

第三節 商行爲

商行爲とは營利の目的を以て物品の運轉媒介する行爲を言ふ。

第一款 各種の商行爲

(一)交互計算 商人間又は商人と商人に非ざる者との間に平常取引を爲す場合に於て一定の期間内の取引より生ずる債權債務の總額に付き相殺を爲し其殘額の支拂を爲すべき契約を云ふ。(二)匿名組合契約 當事者の一方が相手方の營業の爲に出資を其營業より生ずる利益を分配す可き事を約する契約を言ふ。(三)仲立營業 他人間の商行爲の媒介を爲す事を業とするを言ふ。(四)問屋營業 自己の名を以て他人の爲に物品の販賣、又は買入を爲すを業とす。(五)運送取扱營業 自己の名を以て物品運送の取次を爲すを業とするを言ふ。

(六)運送營業陸上又は湖川港灣に於て物品又は旅客の運送を爲すを業とす。(七)倉庫營業 他人の爲に物品を保管するを業とするを言ふ。(八)保險 保險は偶然の災害に依り一個人が蒙りたる損害を多數の者の財産に分配する處の制度なり。

第四節 手形

隔地者間の商業發達せるに及び個々の取引に際し、其都度現金を送附するときには實際に不便なるのみならず、盜難等の危険あり。手形は此等の不便と危険とを防ぐがために起りたる制度なり。

手形とは爲替契約の證券也。爲替契約とは原因を示すにあらずして一定の時期に一定の場所に於て一定の金額を證券に依り權利を有する者に自ら支拂ひ又は第三者をして支拂はしむる約束を云ふ。手形上の權利者は手形取得の原因を示さず單に手形に因りてのみ支拂を請求するを得。故に手形上の債權債務は原因と分離して存在す。從て手形に署名したる者は其手形の文言に従ひ責任を負ふものとす。手形には商法が定むる處の一定の要件を記載せざる可らず若し之れを欠くときは手形の効力を有せず手形を發行する者を振出人と云ひ

支拂の約を受くる者を受取人と云ひ、手形を所持する者を所持人と云ひ、支拂の依頼を受くる第三者を支拂人と云ひ、支拂期日を満期日と言ふなり。

(一)指圖式記名式無記名式 指圖式とは受取人の氏名、又は商號と受取人に指圖せられたる者に支拂ふ可き旨とを記せる手形を言ひ。記名式とは受取人の氏名、又は商號を記載し指圖せられたるものに支拂ふ可き旨を記載せる手形を云ふ。此の兩種の手形は裏書に因り讓渡すを得。裏書とは手形の裏面に讓渡す旨を記載するを云ふ。無記名式とは受取人の氏名又は商號を記載せざる手形を云ふ此種の手形は引渡に因り讓渡すを得。

(二)定期拂一覽拂及び定期後一覽拂 定期拂とは確定せる日又は日附後確定せる期間を經過したる日を満期日と爲す手形を言ひ。一覽拂とは支拂ふ可き者に呈示したる日を満期日と爲す手形を云ふ。一覽後定期拂とは一覽後確定せる期間を經過せる日を満期日と爲す手形を云ふ。

(三)爲替手形約束手形及び小切手 此三種は「金融界」手形欄を参照せよ。

第五節 海 商

第一款 總 論

廣義に於ける海商法は海上の商業に關する法規の全軀を指す。然れども諸國の商法々典中に於ける海商編には營利の目的を以て航海の用に供する船舶に關する規定のみを掲ぐるを例とす。現行商法の海商編には船舶の國籍に關する規定ありと雖も商法修正案に於ては此等公法に屬する規定を除き主として私法に屬する規定のみを掲ぐ。

第二款 船舶及船舶所有者

(一)船舶 海商編の適用を受くる船舶とは營利の目的を以て航海の用に供するもの、中端舟其他櫓擡のみを以て運轉し又は主として櫓擡を以て運轉する舟を除き餘を云ふ。

(二)船舶所有者 總噸數二十噸以上の船舶の所有者は特別法の處定に従ひ登記を爲し且つ船舶國籍證書を請受ることを要す。船舶所有權讓渡は其登記を爲し且つ船舶國籍證書に之を記載するにあらざれば之を以て第三者に對抗するを得ず、船舶所有者は船長が其法定の權限内に於て爲したる行爲又は船長其他の船員が其職務を行ふに當り他人に加へたる損害は賠償する責を負ふ。船舶所有者の間に在りては船舶の利用に關する事項は各共有者の持

分の價格に従ひ其過半数を以て決す。船舶共有者は船舶の管理を爲さしむる爲め船舶管理人を選任するを要す。

第三款 船員

船員を別て船長及び海員の二とす。

(一) 船長 は船舶の航海に關し諸般の指揮を爲す者あるが故に重大なる權利と義務とを有し船籍港外に於ては航海の爲め必要なる一切の裁判上及び裁判外の行爲を爲す權限を有す船長は海員の雇止を爲し必要なる場合に船舶及び積荷の處分を爲す等の權力を有し發航前船舶の航海に支障なきや否や航海に必要な準備の整頓せるや否やを檢査する義務一定の書類を船中に備置く義務、已むを得ざる場合の外荷物の船積及び旅客の乗込の時より荷物の陸揚及び旅客の上陸の時まで船舶を去らざる義務等を負ふ。船長は其職務を行ふに付注意を怠らざりし事を證明するにあらざれば船舶所有者荷送人が利害關係人に對し損害賠償の責任を負ふ。

(二) 海員 船長の指揮を受け船舶の航海に必要な職務を執る處の乗込人を總稱して海員

と云ふ海員は船長の許可を得るに非ざれば船舶を去るを得ず。

第四款 運送

茲に運送と云ふは陸上又は湖川港灣に於てする運送に對し海上に於てするものを指す故に之れを海上運送と言ふ。海上運送を別て物品運送旅客運送の二とす。海上運送に特別なる規定は船荷證券、船舶の全部又は一部を以て運送契約の目的とする船舶貸借契約運送賃等に關するもの之れ也。船荷證券は物品運送契約の證券にして運送品の船積後船長より備船者又は荷送人に交附するもの也。船荷證券を讓渡す時は其表示する物品を移轉する効果を生ず故に之れを物權證券と云ふ。

第五款 海損

海損を分て三とす。

(一) 共同海損 とは船長が船舶及積荷をして共同の危険を免れしむる爲め船舶又は荷に付き爲したる處分に依り生じたる損失を云ふ。例へば沈没を防ぐ爲め積荷を投棄したるに依り生じたる損害の如し。共同海損は是に因りて保存するを得たる船舶又は積荷の價格と運

送貨の半額と共同海損たる損害の額との割合に應じて各利害關係人之を分擔す。
(二)單獨海損 とは任意に非ずして船舶又は積荷にのみ生じたる損害を云ふ。此損害は各所有者各別の負擔とす。

(三)小損害 海を航する費用を云ふ船舶所有者の負擔あり。

第六款 保 險

茲に保險と云ふは航海に關する事故に因りて生ずる事ある可き損害の填補を以て目的とする保險にして所謂海上保險之れ也。

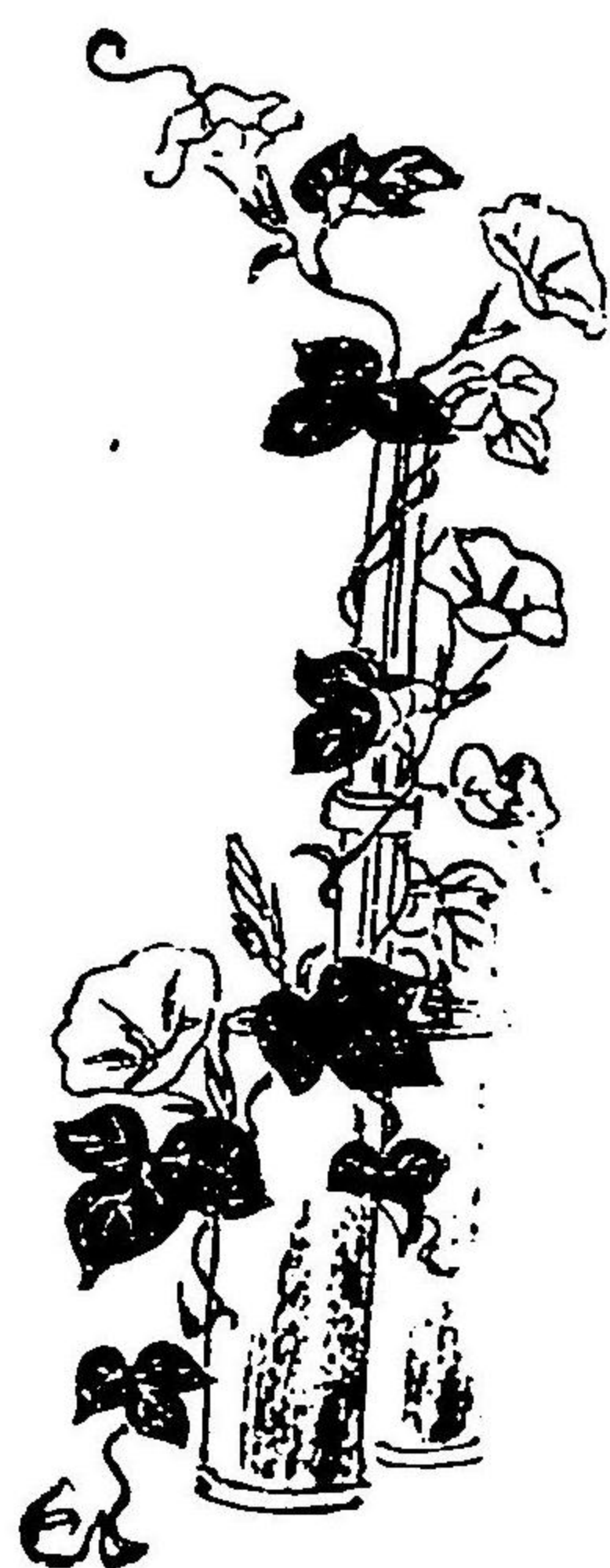
海上保險に關する規定は一般の保險に關する規定の特別法にり。故に特別の規定なき限りは一般の規定を適用すべきものとす。

第七款 船舶債權者

海運繼續の必要に因り生じたる債權、水先案内料、曳船料等の債權者は商法の規定に因り船舶其屬具及また受取らざる運送貨の上に先取特權を有す。

船舶の先取特權は低當權に先ち之を行ふを得、登記したる船舶は低當權の目的とすること

を得、船舶の低當權には不動産の低當權に關する規定を準用す。
登記したる船舶は質權の目的と爲すことを得るものとす。



明治四十年六月廿三日印刷
同 年同月廿六日發行

定價金五十錢

不許複製

東京市日本橋區濱町二丁目一番地

發行兼編輯人

澤

雄

男

東京市日本橋區濱町二丁目一番地

發

行 所

實業之青年社

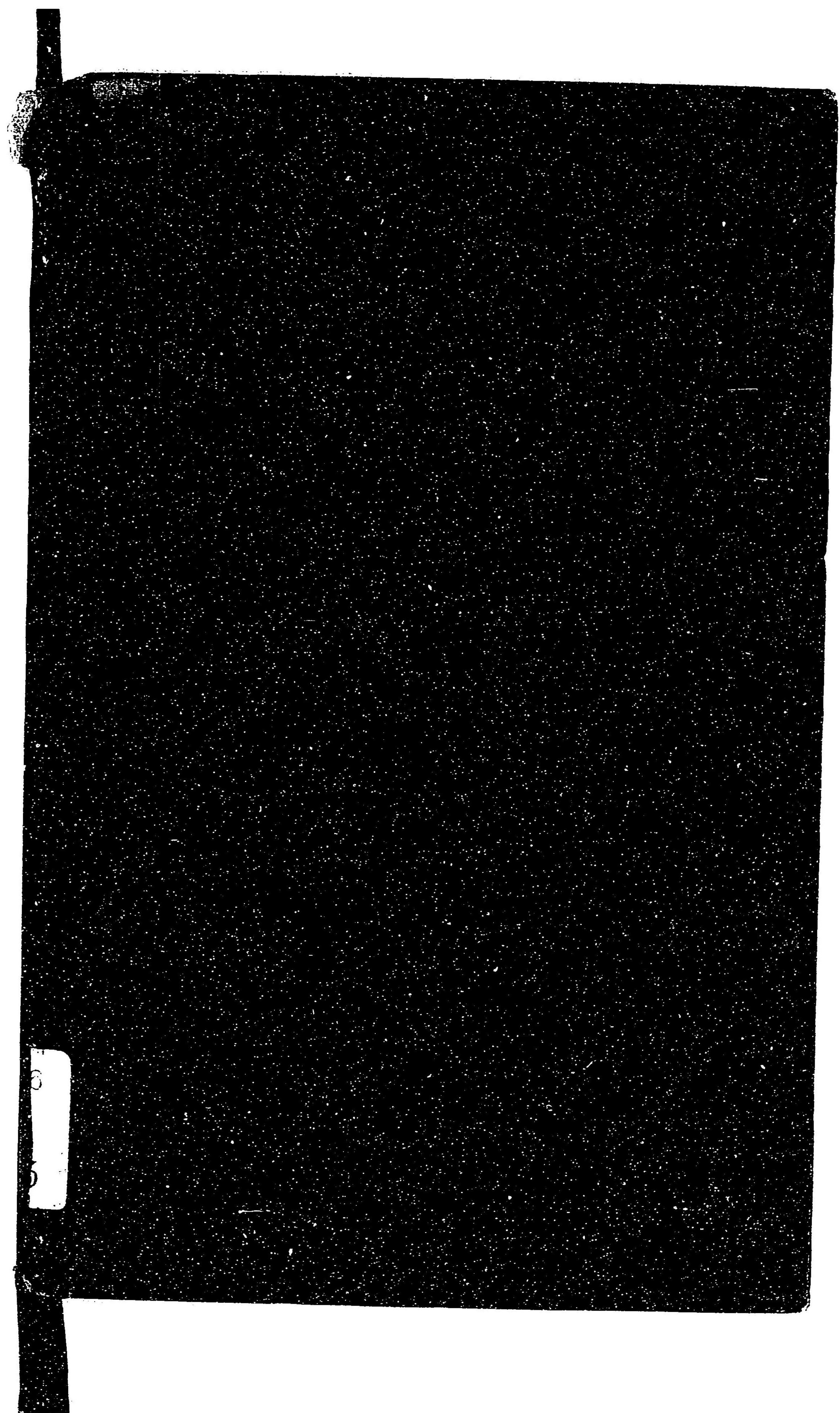
東京市日本橋區濱町二丁目一番地

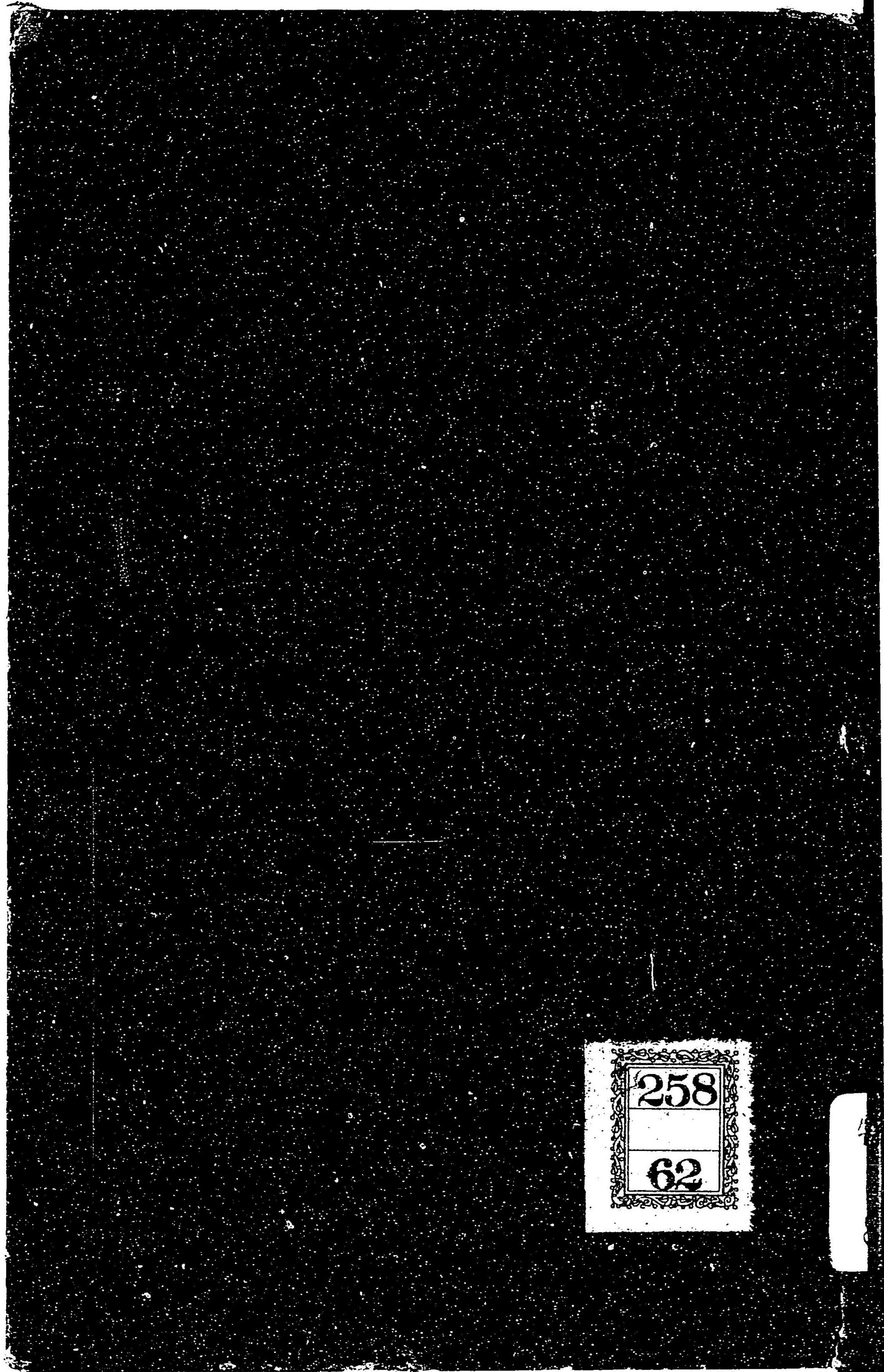
印

刷 所

丸 印刷所

258
62





258
62

